【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（金融商品取引業者に対する監督上の処分）

第五十二条　内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十九条の四第一項第一号（イにあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第四号に該当することとなつたとき。

三　第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第五号イ又はロに該当することとなつたとき。

四　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第六号ロに該当することとなつたとき。

五　不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

六　金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令（第四十六条の六第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

七　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

八　投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとき。

九　金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

十　第三十条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

十一　第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第三十条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

２　内閣総理大臣は、金融商品取引業者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）が、第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、第二十九条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第六号若しくは第八号から第十号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該金融商品取引業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

３　第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第五十条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該金融商品取引業者の第二十九条の登録が第五十条の二第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

４　内閣総理大臣は、金融商品取引業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融商品取引業者の所在（法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができる。

５　前項の規定による処分については、行政手続法第三章 の規定は、適用しない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（金融商品取引業者に対する監督上の処分）

第五十二条　内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十九条の四第一項第一号（イにあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第四号に該当することとなつたとき。

三　第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第五号イ又はロに該当することとなつたとき。

四　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第六号ロに該当することとなつたとき。

五　不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

六　金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令（第四十六条の六第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

七　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

八　投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとき。

九　金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

十　第三十条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

十一　第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第三十条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

２　内閣総理大臣は、金融商品取引業者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）が、第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、第二十九条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第六号若しくは第八号から第十号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該金融商品取引業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

３　第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第五十条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該金融商品取引業者の第二十九条の登録が第五十条の二第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

４　内閣総理大臣は、金融商品取引業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融商品取引業者の所在（法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができる。

５　前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（改正前）

（新設）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第七号又は第十二号に該当することとなつたとき。

（二～四　新設）

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

（八、九　新設）

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき　、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

（４、５　新設）

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第七号又は第十二号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

（改正前）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第七号又は第十二号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第七号又は第十二号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

（改正前）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】

（改正後）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

（改正前）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】

（改正後）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

（改正前）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

（改正前）

第五十六条　金融再生委員会は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　金融再生委員会は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第五十六条　金融再生委員会は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　金融再生委員会は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

（改正前）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第五十六条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三　証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五　第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

（改正前）

第三十五条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号の一に該当する場合においては、当該証券会社の免許を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十二条第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

（二　新設）

二　法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分又は免許に附した条件に違反したとき。

三　業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

（五、六　新設）

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

（③　新設）

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第三十五条　内閣総理大臣は、証券会社が次の各号の一に該当する場合においては、当該証券会社の免許を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十二条第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二　法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分又は免許に附した条件に違反したとき。

三　業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

②　内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

（改正前）

第三十五条　大蔵大臣は、証券会社が次の各号の一に該当する場合においては、当該証券会社の免許を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十二条第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二　法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分又は免許に附した条件に違反したとき。

三　業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

②　大蔵大臣は、証券会社の取締役又は監査役が第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十五条　大蔵大臣は、証券会社が次の各号の一に該当する場合においては、当該証券会社の免許を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十二条第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二　法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分又は免許に附した条件に違反したとき。

三　業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

②　大蔵大臣は、証券会社の取締役又は監査役が第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

（改正前）

（新設）